

(案)

令和2年10月7日

福岡地方最低賃金審議会
会長 有田 謙司 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金専門部会
部会長 丸谷 浩介

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に
関する報告書

当専門部会は、令和2年8月18日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間976円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、
製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員
名簿

(五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	恒川 元志 <small>つねがわ もとし</small>	弁護士
	○ 鶴 利絵 <small>つる りえ</small>	弁護士
	◎ 丸谷 浩介 <small>まるたに こうすけ</small>	九州大学大学院法学研究院 教授
労働者代表委員	石橋 浩一 <small>いしはし こういち</small>	日本製鉄八幡労働組合 執行委員
	野中 篤志 <small>のなか あつし</small>	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	波多野 秀忠 <small>はたの ひでただ</small>	吉川工業労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	有馬 紀顕 <small>ありま のりあき</small>	福岡県経営者協会 専務理事
	坂本 直記 <small>さかもと なおき</small>	吉川工業株式会社 人事部 人事室長
	志賀 健一 <small>しが けんいち</small>	濱田重工株式会社 人事部長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。



福岡最賃審第476号

令和2年10月7日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 有田 謙 司

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月18日付け福岡労発基0818第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答
申する。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間976円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日